

(設置)

第1条 小松島市立小学校（以下「学校」という。）の再編計画策定にあたり、幅広い見地から協議するため、小松島市立小学校再編有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、市長及び教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校の再編等に関する事
- (2) 前号に掲げるもののほか、有識者会議が必要と認めた事項

(組織)

第3条 有識者会議は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小・中学校長
- (3) 幼稚園長
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長及び教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する協議及び報告が終了するまでの間とする。

2 委員が転任等したときは、必要に応じて補欠委員を委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 有識者会議には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、有識者会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(開会方法の特例)

第7条 会長は次に掲げる場合において、適切かつ効果的な会議の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。

- (1) 重大な感染症の蔓延防止措置の観点から、又は大規模な災害等の発生等により会議の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合
- (2) 育児、介護等のやむを得ない事由により会議の開催場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した会議の開催の求めがある場合

2 前項の場合において、委員は、会議にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により会長の許可を得て会議に出席した委員は、前条第2項の出席委員とする。

(意見の聴取)

第8条 有識者会議は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合であって、小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号）第17条に基づき、当該会議で非公開を決定したときは、この限りではない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(秘密保持義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第11条 有識者会議の庶務は、教育政策課学校再編準備室において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年1月29日から施行する。